



1. 経緯

- ◆ 日EU・EPAのサービス貿易・投資・電子商取引章は、協定発効後3年以内に「データの自由な流通」に関する規定の必要性を再評価すると規定（第8. 81条）。同規定に基づき2022年10月より、交渉を開始。
- ◆ 2023年10月28日、第4回日EUハイレベル経済対話において、日EUの閣僚（日本：上川外務大臣・西村経済産業大臣、EU：ドムブロウスキス上級副委員長）が同交渉の大筋合意を確認。今後、早期の署名に向けて作業を加速化することで一致。

2. ルールの概要

- ◆ 国境を越えた自由なデータ流通を確保することを約束
- ◆ 国境を越えたデータ流通を禁止・制限する措置（データの国内保存要求等）を採用又は維持しない義務
- ◆ 個人情報保護や正当な公共政策目的等の観点から、例外的に適切な政策上の措置を講ずる余地を確保

3. 意義

- ◆ ルールの整備により予見可能性を確保し、日EU間でのデータ流通の促進に貢献。
- ◆ 日EUの合計約6億人の市民による電子商取引・デジタル技術の活用促進や、日EUの巨大デジタル市場における日本企業のビジネス円滑化の礎として、同志国である日EU間の経済関係強化に貢献。
- ◆ 21世紀の成長エンジンであるデジタル分野の健全な発展を促す先進的なデジタル貿易ルールの範として、日本が提唱する「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」の実現に寄与。